

別記「落札者決定基準」

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本学にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後、落札決定します。

1 入札価格の評価

入札価格の評価は、評価基準額を基準に調査基準価格を満点とし、次に示す計算式により算出します。

$$\text{価格評価点} = 200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$$

※ ただし、入札価格が調査基準価格以下の場合の評価は、一律満点とします。

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

別表「評価基準表」技術評価に掲げる要件に基づき、提案書等の評価に当たり提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案内容（聴取を含む）を審査し技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」「技術評価点」の算出は、小数点以下を切り捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点異なる場合にあっては、技

術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、くじ引きにより、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1:1.2 とし、「価格評価点」200 点、「技術評価点」240 点の計 440 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準額との比較	200	200
技術評価	技術要件	研修体制	128	28
		履行体制及び品質保証取組		69
		苦情処理		9
		検査体制		10
		顧客満足度向上への取組		12
	企業要件	契約実績	69	20
		従業員の雇用		10
		I S O 認証取得 等		7
		次世代育成支援活動		7
		男女共同参画活動		7
		人権に関する取組		7
		地域社会貢献活動		6
		地域要件		5
	全般	業務の取組姿勢	43	43
合 計			440	440